デザイナーのための経済コラム(40)

個人情報保護について思うこと(2)

前回のコラム39では「個人情報保護」についての全体的に思っていること、感じていることを書きました。 それだけでは、単なるグチになってしまいます。日常の個人的活動、組織的活動に必要で、役立つと思った 「個人情報保護」に関する、可能な限りの、国内外の「個人情報保護」に関する情報を集めて、紹介します。

国内で参考になるのは、国の法律、経団連(経済団体連合会)の方針規約です。

法律「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」 https://ja.wikipedia.org/wiki/個人情報の保護に関する法律 この法律の内容は、総則、国および地方公共団体の責務、個人情報の保護に関する施策等、個人情報取り扱い事業者等の義務等、行政機関等の義務等、個人情報保護委員会、雑則、罰則の9章で構成されています。法律は内容、文章は政府のWebサイト(上記)にアクセスすると見ることが出来ます。

この法律を読むと、その主旨は国や行政が持っている国民、市民の情報を安易に、本人にとって不利益になる情報を外部にだしてはいけない、国や行政でなくても一般企業でも個人情報を扱う場合を対象にしてしています。付帯条件として、個人情報の社会的有用性を考えることとし、例外として、個人の生命・安全、財産の保護のため、そして、公衆衛生、児童の健全育成のため、国や行政の業務に協力する場合は対象としない、とされています。(わかりにくい文章です。)

この法律ができてから、各種の団体活動、コミュニティ活動の暴走がなくなったかもしれませんが、活動が萎縮したように思います。また、「個人情報」の漏洩、流出が社会問題ともなりました。これは大きな社会的損失だと思います。損失の部分と有用性とのバランスが必要なのだと思います。一律的にかたくなに対応している場合が見られます。そのような組織は硬直で活動的ではないように見えます。

一般社団法人・日本経済団体連合会(経団連)では個人情報について次のように公表しています。 2012年3月、2015年5月に「個人情報保護方針」を制定し、これに基づいて2020年に「個人情報取り扱いについて」 を規定として公表しています。その内容は以下です。 https://www.keidanren.or.jp/privacy/toriatsukai.html

- 1. 個人情報の適切な保護と管理
 - 一般社団法人 日本経済団体連合会(以下、「当会」という)は、個人情報の保護管理責任者として個人情報管理責任者を任命し、取得した個人情報を適切かつ安全に管理し、外部からの個人情報への不正アクセスや個人情報の不正使用、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防する保護策を講じています。
- 2. 個人情報の利用目的
 - (a) 当会が、入会申込、委員会・部会等への委員登録および各種会合の出欠通知等により取得した、特定個人情報を除く個人情報は、定款に定める事業の範囲内で下記目的のために利用いたします。
 - (1)当会の各種会合(定期会合、各種委員会)・研修会・セミナー等のご案内および当該会合等の運営*
 - (2) 当会共催・後援・協賛の会合等のご案内および当該会合等の運営: *
 - (3)機関誌および各種関連資料の提供・送付
 - (4)各種アンケート等による調査・研究
 - (5)経団連会館の運営

* 各種会合における名簿の作成、会合の座長や講師等への名簿配付

(6)図書の出版

各種会合でのネームプレートや座席表での表示等

- (7)会員相互の情報提供
- (b) 当会が取得した、特定個人情報は、報酬・料金等の支払調書作成事務、源泉徴収票等作成 事務及び社会保険・労働保険の手続書類作成事務の範囲内で利用いたします。
- 3. 個人情報の共同利用

上記2. a. に掲げる利用目的に限って、取得した個人情報を、以下のとおり関連組織で共同利用させていただく場合があります。

- (1)共同利用する個人情報の項目:氏名、所属、連絡先
- (2) 共同利用者の範囲
 - (一社)経団連事業サービス、(一財)経済広報センター・・(他省略)
- (3) 共同利用の目的:上記2. a. に掲げる利用目的
- (4)個人情報の管理について責任を有する者の名称:一般社団法人 日本経済団体連合会

4. 個人情報の第三者提供

- (1) 3. に定める場合および下記の場合を除き、取得した個人情報は第三者に提供いたしません。
 - 1. 法令に基づく場合または正当な権限を有する裁判所その他の政府機関より適法に開示を要求された場合。
 - 2. 特定個人情報を除く個人情報については、その他特定の目的のためにご本人から同意を得た場合。
 - 3. 当会の主催する会合は原則非公開とし、主催者の許可なく、会合参加者が録音・録画・会議録の公開をすることはお断りいたします。

5. 個人情報の取扱いの外部委託

当会が、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、個人情報を適切に保護できる安全管理体制を敷き 実行していることを条件に、委託先を厳選した上で、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を 締結いたします。また、当会は、委託先における個人情報の保護について、委託先に対する適切な監督をいたします。

6. 個人情報の利用停止、削除等

当会に提供した個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止等を請求される場合には、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。ご本人であることの確認をさせていただいた上で、 合理的な期間内に対応いたします。 なお、個人情報の利用停止、消去または削除を行うと、当会のサービスをご利用できなくなる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

OECD(経済開発協力機構)では「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を 1980年に作っています。その原則としているのは以下の8項目とされています。

https://ja.wikipedia.org/wiki/プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインhttps://bia.oip.gov/sites/g/files/xyckuh186/files/media/document/oecd fips.pdf

Recommendation of the Council concerning Guidelines governing the Transborder Flows of Personal Data が小さうインのタイトルは 「OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data」

- 1. 収集の原則:個人データの収集は、適法かつ公正な手段で、データ主体(個人)に通知するかその同意を得た上で行わなければならない。
- 2. データ内容の原則:個人データは利用目的に沿ったものでなければならず、その目的に必要とされる範囲内で 正確かつ完全で、最新の状態(データ)に保たなければならない。
- 3. 目的明確化の原則:個人データの収集目的は収集前に特定されなければならず、目的が変更される際も、 利用はその目的の達成に限定されなければならない。
- 4, 利用制限の原則:データ主体の同意や法令に基づく場合以外は、個人データを特定された目的以外に利用してはならない
- <u>5. 安全保護措置の原則:個人データを不正利用・漏洩・改竄な</u>どから保護する対策を講じなければならない。
- 6, 公開の原則:個人データの利用方針を公開し、データ管理者や個人データの所在地などを示さなければならない。
- 7. 個人参加の原則:データ管理者は、個人が自分の個人データを保有しているかを確認し、保有している場合には そのデータの開示を求める手段を提供しなければならない。データ管理者がこれを拒否する場合は、その理由を 提示し、異議申し立てを保証しなければならない。
- 8、責任の原則:データ管理者には、以上の原則を遵守する責任を負わせるべきである。

EUでは「EU一般データ保護規則」を作っています。 General Data Protection Regulation: **GDPR**

https://ja.wikipedia.org/wiki/EU一般データ保護規則

これには、適応範囲、単一の規則群と監督監督機関、責務と説明責任、同意、データ保護最高責任者、仮名化、データ侵害、 処罰、消去権、データ可搬性、設計段階および初期状態におけるプライバシーの11項目について規則、明文化しています。

皆さんは個人情報を開示されて迷惑されたこと、何か被害にあったということはありますか。 ダイレクトメール、訪問販売、組織活動勧誘、募金・・・これにどう対応するかが問題です。 私たちが日常の活動で、個人情報の取り扱いに迷ったときは、OECDのガイドラインが一番参考になると思います。

個人情報のことを考えていると、昔のムラ社会では保護すべき「個人情報」という概念は無かったと思います。あったのは強いほどの「お節介」、「お世話」だったと思います。ムラ社会が都市化して、コミュニティの結束がゆるくなり、個人情報に関わることは「お節介」、「小さな親切、大きなお世話」になってしまいました。21世紀のコミュニティを新しい構造で再構築しなければならなくなったように思います。

(T.K.)